

秋 田 県 融 資 制 度 の ご 案 内

1 . 経 営 基 盤 の 充 実 を 図 る た め の 資 金

(1) 制 度 名 : 中 小 企 業 振 興 資 金 『 一 般 資 金 』

融資対象：県内で1年以上事業を営んでいる方
融資条件：資金使途 固定・変動（設備資金・運転資金） 短期（運転資金）
限 度 額：10,000万円
貸付期間：固定（設備10年・運転7年）・変動（設備15年・運転10年）
短期1年 割賦又は一括償還
据置期間：固定・変動（設備2年・運転1年） 短期（0.5年）
年 利 率：固定2.35%、変動・短期2.05%
保証料率：1.2%以下 セーフティネット保証は0.88又は0.78
担保・保証人：保証人は法人代表者、個人不要
担保は必要に応じ徴求
取扱金融機関：県内に本支店を有する普通銀行、信用金庫他
金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。

(2) 制 度 名 : 中 小 企 業 振 興 資 金 『 小 規 模 事 業 振 興 資 金 』

従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下]の事業者が対象。

融資対象：小規模事業を営むもので、次の全てに該当する方
県内で1年以上事業を営んでいること
商工会の会員であること
商工会の経営指導を受けていること
融資条件：資金使途 設備資金・運転資金
限 度 額：1,250万円
貸付期間：設備10年・運転7年 割賦又は一括償還
据置期間：設備2年・運転1年
年 利 率：2.35%
保証料率：0.5%以下
担保・保証人：保証人は法人代表者、個人不要
担保は必要に応じ徴求
申込受付経由機関：商工会
取扱金融機関：県内に本支店を有する普通銀行、信用金庫他

2. 経営の安定を図るための資金

(1) 制度名：経営安定資金

融資対象：県内において1年以上事業を営み、かつ、次のいずれかに該当するものとして商工会連合会又は商工会の認定を受けた方

直近3ヵ月若しくは過去12ヵ月のうち6ヵ月の売上高又は今後3ヵ月間の売上高の見込みが前年同期比で5%以上減少している方

直前決算において赤字を計上している方

倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有している方

中小企業信用保険法第2条第3項第6号の規定による破綻金融機関と取引のあるものとして、特定中小企業者の認定を受けた方

融資条件：資金使途 設備資金・運転資金

限度額：8,000万円 は別枠5,000万円

貸付期間：設備10年・運転10年 割賦償還

据置期間：2年

年 利 率：1.95%

保証料率：1.2%以下 は0.5以下

セーフティネット保証は0.88又は0.78

担保・保証人：保証人は法人代表者、個人不要

担保は必要に応じ徴求 ただし、1,000万円以内でかつ商工会から経営改善計画の作成指導を受けている場合は無担保

申込受付経由機関：商工会

取扱金融機関：県内に本支店を有する普通銀行、信用金庫他

経営安定資金制度には【特別改善枠】が設けられています。

融資対象：県内において1年以上事業を営み、かつ、次のいずれかに該当する方
経営の安定に支障を生じ、再生計画について商工調停士の指導を受け、再生の見込みがあるものとして、商工会連合会から推薦を受けた方

秋田県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る方

融資条件：資金使途 設備資金・運転資金

限度額： 5,000万円 8,000万円

貸付期間：設備10年・運転10年 割賦償還

据置期間：2年

年 利 率：2.35%

保証料率：1.2%以下 セーフティネット保証は0.88又は0.78

担保・保証人：保証人は法人代表者、個人不要 担保は必要に応じ徴求

申込受付経由機関：商工会

取扱金融機関：県内に本支店を有する普通銀行、信用金庫他